

報告のときに気をつけること

報告方法

- WEB 上の「介護サービス情報報告システム」から報告・提出を行ってください。
 - ・群馬県のホームページからアクセスできます。
- 【トップページ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 高齢社会政策、介護保険、施設・事業者、介護人材の確保・育成のことなら > 介護サービス情報の公表 > 事業者向け情報（介護サービス情報の公表）> 介護サービス情報報告システム（外部リンク）】
- ログイン ID・パスワード
 - ・別添「介護サービス情報の公表 ID・パスワード」に記載してあります。
- 調査票は「基本情報」「運営情報」「事業所の特色」「事業所の連絡先」の4つあります。
 - ・以前に報告したことがある事業所は、以前の記録が残っているので、修正して報告してください。

報告完了までの流れ

- ① **基本情報の登録**：5つのタブ（「法人情報」「所在地等」「従業者」「サービス内容」「利用料等」）全て入力・登録します。
- ② **運営情報の登録**：8つのタブ（「利用者の権利擁護」「サービスの質の確保への取組」など）全て入力・登録します。
※ 財務諸表のファイル添付が必須です
- ③ **事業所の特色の登録**：公開したい情報や取組等を入力・登録します。任意登録です。（随時更新可能）
- ④ **事業所の連絡先の登録**：「情報の公表担当者（任意）」と「緊急時の担当者（必須）」を記入します。
- ⑤ **提出**：「提出する」を押して提出し、報告完了です。

調査票の記入

- 基本情報** （記入年月日前1年間の情報を入力してください。）

「法人情報」

- ・ホームページがある場合、アドレスは「http:// 」から入力してください。
- ・法人番号は国税庁の「法人番号公表サイト」で調べることができます。

「所在地等」

- ・事業所の所在地入力後、必ず「地図上の表示位置の確認・修正」から表示位置を確認してください。

「従業者」

- ・経験年数は、他の事業所での従事年数も含めますが、他のサービスに従事した年数は含めません。
（例えば、通所介護サービスの介護職員の経験年数を入力する場合、
過去に訪問介護サービス事業所で訪問介護員として従事していたとしても、その年数は含まれません。）
- ・介護員の資格のうち、初任者研修修了者とみなされている基礎研修、訪問介護員1級、2級など資格を持っている従業者は、介護職員初任者研修の人数に含めてください。

「サービス内容」

- ・利用者の人数には、総合事業における予防サービスの利用者数は含めません。

- 運営情報** （基本情報の記入年月日前1年間の情報を入力してください。）

※「あり」や「なし」の状況は、実地指導や監査で確認されませんが、整合性は図るようにしてください。

マニュアル 市販の書籍、外部研修資料等も「あり」とします。

●事業所の特色

調査票の入力は任意ですが、利用者が事業所を検索する際の大きな判断材料になりますので、積極的にご活用ください。なお、入力にあたっては、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようご注意ください。

●事業所の連絡先

「情報の公表の担当者」 任意入力です。

「緊急時の担当者」 必須入力です。

- ・災害等発生時に、迅速且つ的確に被災状況について情報収集を行うためのものです。
- ・外部には公表されません。業務用メールアドレス等がない場合は個人用のメールアドレスを入力してください。

※公表後について

- ・報告した情報は、原則として別添「介護サービス情報の公表 ID・パスワード」に記載した公表予定月に公表します。あらためて通知等はしません。
- ・「基本情報」は公表後も訂正が可能です。訂正した場合には公表処理を行うので、ご連絡ください。

困ったときの対処方法

●システムの操作方法で困ったとき

- ・詳細な操作方法については「事業所向け操作マニュアル」をご覧ください。

→報告システムログイン後 画面右上＞ヘルプ＞報告かんたん操作ガイド又は操作マニュアル(報告システム)

●調査票の回答、記載方法で困ったとき

- ・以下の群馬県ホームページをご確認ください。

【トップページ ＞ 健康・福祉 ＞ 高齢者・介護 ＞ 高齢社会政策、介護保険、施設・事業者、介護人材の確保・育成のことなら
＞ 介護サービス情報の公表＞ 事業者向け情報（介護サービス情報の公表） ＞ 2 報告における留意点等について】

- ・基本情報について

＞ 基本情報を記入する上での留意事項

- ・運営情報について

＞ 運営情報を記入する上での留意事項

●その他情報の公表において不明な点がある

- ・以下の群馬県ホームページをご確認ください。

【トップページ ＞ 健康・福祉 ＞ 高齢者・介護 ＞ 高齢社会政策、介護保険、施設・事業者、介護人材の確保・育成のことなら
＞ 介護サービス情報の公表＞ 事業者向け情報（介護サービス情報の公表）】

以上を確認した上で問題が解決しない場合は、
群馬県介護高齢課居宅サービス係へお問合せください。